

外来生物法施行状況評価検討会の開催について

2020年2月26日

環境省自然環境局

野生生物課外来生物対策室

1. 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）は2005年に成立（2006年施行）、2013年に改正法が成立（2014年施行）し、必要な対応を行っているところであるが、2019年に施行後5年を経過することから、改正外来生物法附則第5条に基づき、施行状況について検討を加え、必要に応じて法改正の検討を行うこととなっている。

また、2017年には国内で初めて特定外来生物のヒアリが確認され、「ヒアリ対策関係閣僚会議」が開催されるなど侵入・定着の防止に向け政府一丸となって早期発見・防除に努めてきている。

しかし、次々に新たな外来生物の侵入が認められる中、定着を防ぐための水際対策や、定着してしまった外来生物に対する防除対策は残念ながら十分に行えている状況ではなく、また、実際の対応事例が積み重なる中で、様々な課題も明らかになってきている。

これらを踏まえ、本検討会では、外来生物法の施行状況の点検・評価を行い、課題を整理するとともに、今後の外来生物法の改正に向けた検討及び外来生物法に係る必要な措置について検討を行うものである。

2. 検討の方法

前回検討においては、外来生物法施行状況検討会で作成した案をもとに、中央環境審議会野生生物部会及び同外来生物対策小委員会において法の施行状況の検討がなされ、2012年に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に「外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（以下「講ずべき措置」）が意見具申され、これをもとにいくつかの条項について法改正がなされた。

今回の外来生物法の施行状況の検討にあたっては、環境大臣及び農林水産大臣から中央環境審議会へ諮問することとし、2013年の外来生物法の改正事項の実施状況について確認するとともに、外来種被害防止行動計画の点検の結果を参考としつつ、現在の法施行状況とその課題を整理する。その後、野生生物部会及び外来生物対策小委員会にて、必要に応じて法律や基本方針等の改正に向けた議論をすることとする。

3. 検討事項

今回の検討会（計3回開催予定）では、以下の事項に関して検討を行う。なお、必要に応じて、下記以外の事項についても検討対象とする。

第1回検討会

- ・2013年の法改正事項の施行状況の点検
- ・テーマ1：特定外来生物の指定に関する課題

第2回検討会

- ・テーマ2：特定外来生物の防除に関する課題

第3回検討会

- ・テーマ3：その他の事項に関する課題

4. スケジュール

2020年2月26日	第1回	外来生物法施行状況評価検討会
2020年度	第2回	外来生物法施行状況評価検討会
	第3回	外来生物法施行状況評価検討会